

令和元年 12 月 20 日

日向市議会議長 黒 木 高 広 様

提出者 議会改革特別委員会
委員長 西 村 豪 武



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第 8 号 日向市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

日向市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 (案)

日向市議会議員政治倫理条例（平成31年日向市条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) その地位を利用して、金品等（金銭、物品その他の財産上の利益又は供応接待その他のものもなし行為をいう。）を不正に授受しないこと。 (2) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。）が行う工事等の請負契約（下請負を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）並びに指定管理者の指定に関する特定の業者の推薦、紹介等、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。 (3) <u>職員（再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）、嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。）の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけ</u> ないこと。 (4) 職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介を行わないこと。 (5) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (6) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を受けないこと。	(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) その地位を利用して、金品等（金銭、物品その他の財産上の利益又は供応接待その他のものもなし行為をいう。）を不正に授受しないこと。 (2) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。）が行う工事等の請負契約（下請負を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）並びに指定管理者の指定に関する特定の業者の推薦、紹介等、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。 (3) <u>本市職員</u>の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使用するよう働きかけないこと。 (4) 職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介を行わないこと。 (5) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (6) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を受けないこと。

(7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反するおそれのある行為をしないこと。 (8) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者としての品位と名誉を損なうおそれのある一切の行為及びその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (審査の請求) 第5条 市民又は議員は、<u>第4条</u>に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員があるときは、市民にあっては<u>地方自治法第18条</u>に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署、議員にあっては2人以上の者の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。 (審査会の設置等) 第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に日向市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 <u>委員</u>は、議員のうちから議長が指名する。 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。 (審査会の運営) 第7条 [略] 2～5 [略] 6 <u>審査会の委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退	(7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反するおそれのある行為をしないこと。 (8) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者としての品位と名誉を損なうおそれのある一切の行為及びその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (審査の請求) 第5条 市民又は議員は、<u>前条</u>に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員があるときは、市民にあっては<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条</u>に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署、議員にあっては2人以上の者の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。 (審査会の設置等) 第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に日向市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 <u>審査会の委員</u>（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が指名する。 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。 (審査会の運営) 第7条 [略] 2～5 [略] 6 <u>委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も
---	---

いた後も同様とする。 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 (審査会の審査結果) 第9条 [略] 2 [略] 3 議長は、審査会の報告を尊重し、第4条に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するために、本会議に諮った上で、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。 (1) 当該議員に対する辞職勧告 (2) 当該議員に<u>政治倫理基準</u>を遵守させるための警告 (3) その他市民の信頼を回復するために必要と認められる措置 4 [略] (<u>人権侵害</u>のおおそれのある行為に関する措置) 第10条 議会は、第4条第5号に規定する<u>人権侵害</u>のおおそれのある行為に関する<u>職員からの苦情</u>の申出を受け付けるため、必要な措置を講じなければならない。	同様とする。 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 (審査会の審査結果) 第9条 [略] 2 [略] 3 議長は、審査会の報告を尊重し、第4条に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するために、本会議に諮った上で、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。 (1) 当該議員に対する辞職勧告 (2) 当該議員に<u>政治倫理基準</u>を遵守させるための警告 (3) その他市民の信頼を回復するために必要と認められる措置 4 [略] (<u>政治倫理基準違反</u>のおおそれのある行為に関する措置) 第10条 議会は、第4条に規定する<u>政治倫理基準に違反</u>する<u>おそれのある行為</u>に関する<u>苦情</u>の申出を受け付けるため、必要な措置を講じなければならない。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。